

5月定例教育委員会 付議案件表

◎教育長報告

◎議案

番号	案件名	課名
議案第2号	直方市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則について	教育総務課

協議事項

案件名	課名
学校規模適正化「基本指針(案)」について	学校教育課

報告事項

案件名	課名
直方市給食副食費無償化補助事業実施要綱について	こども育成課
直方市多子世帯給食費補助事業実施要綱の一部を改正する告示について	こども育成課
直方市幼稚園給食費補助事業実施要綱の一部を改正する告示について	こども育成課

その他

- ・ 6月行事について(学校教育課 当日配布)
- ・ 会議録署名委員の指名について

教育委員会行事報告

令和6年4月10日～令和6年5月14日

4月	10	水	
	11	木	
	12	金	
	13	土	
	14	日	中学生海外派遣事業説明会（直方市中央公民館）
	15	月	福岡県市町村教育委員会教育長会議（県庁） 福岡県市町村教育委員会連絡協議会総会（県庁）
	16	火	教育長会（北九州教育事務所） 令和6年度第1回北九州教育事務所管内教科用図書調査研究協議会（〃） 北九州地区学校給食会連合会役員会（〃）
	17	水	
	18	木	
	19	金	
	20	土	
	21	日	直方文化連盟定例総会（直方市中央公民館）
	22	月	
	23	火	
	24	水	教育研究所1年次研究員辞令交付式 第1回研究会（直方市役所）
	25	木	中学生海外派遣事業参加者選考にかかる一次審査（直方市役所）
	26	金	第1回第五地区教科用図書採択協議会（宮若リコリス）
	27	土	
	28	日	
	29	月	
	30	火	
5月	1	水	5月定例校長会議
	2	木	
	3	金	
	4	土	
	5	日	
	6	月	
	7	火	
	8	水	令和6年度九州都市教育長協議会定期総会・研究大会（長崎市）
	9	木	令和6年度全国都市教育長協議会定期総会・研究大会（長崎市）

10	金	同上 保幼小中高連携推進協議会第1回運営委員会（直方市役所）
11	土	
12	日	
13	月	第2回第五地区教科用図書採択協議会（宮若市役所）
14	火	DX推進本部会議 定例教育委員会

教育委員会行事予定

令和6年5月15日～令和6年6月11日

5月	15	水	
	16	木	
	17	金	
	18	土	市内4中学校体育会
	19	日	直方市中学生海外派遣事業 参加者二次選考（直方市中央公民館）
	20	月	北九州地区市町教育委員会連絡協議会役員会（北九州教育事務所） 5月定例教育長会（〃） 直方税務署管内租税教育推進協議会）第18回定期総会（WEB開催）
	21	火	令和6年度北九州地区市町教育委員会連絡協議会総会並びに 教育長・教育委員研修会（WEB開催）
	22	水	行革本部会議（直方市役所）
	23	木	
	24	金	
	25	土	小学校運動会（南・新・福・中・東小）
	26	日	
	27	月	教育活動評価教育長面談
	28	火	〃
	29	水	〃
	30	木	学力向上検証委員会（直方市役所）
	31	金	
6月	1	土	小学校運動会（上頓野小）
	2	日	文連のつどい2024（ユメニティのおがた）
	3	月	6月定例校長会議
	4	火	
	5	水	
	6	木	
	7	金	6月議会告示
	8	土	
	9	日	
	10	月	
	11	火	定例教育委員会

議案第 2 号

直方市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則について

直方市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則について、別紙のとおり提案する。

令和 6 年 5 月 1 4 日
直方市教育委員会
教育長 山本 栄司

提案理由

直方市教育委員会事務委任規則第 2 条第 2 号の規定により提案するものである。

直方市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新			旧		
別表(第4条関係)			別表(第4条関係)		
課	係	分掌事務	課	係	分掌事務
教育総務課	教育総務係	1 教育委員会の会議に関する事。	教育総務課	教育総務係	1 教育委員会の会議に関する事。
		2 規則等の公布及び整理に関する事。			2 規則等の公布及び整理に関する事。
		3 教育委員会事務局職員及び教育機関の職員(県費職員を除く。)の人事に関する事。			3 教育委員会事務局職員及び教育機関の職員(県費職員を除く。)の人事に関する事。
		4 公印の整理に関する事。			4 公印の整理に関する事。
		5 教育大綱に関する事。			5 教育大綱に関する事。
		6 総合教育会議に関する事。			6 総合教育会議に関する事。
		7 教育委員会事務局及び教育機関の連絡調整に関する事。			7 教育委員会事務局及び教育機関の連絡調整に関する事。
		8 情報公開及び個人情報保護の受付等に関する事。			8 請願及び陳情に関する事。
		9 教育委員会の所掌事務に係る教育行政に関する相談に関する事。			9 給食備品の調達及び台帳の整備に関する事。
		10 給食備品の調達及び台帳の整備に関する事。			10 児童生徒の保健衛生及び日本スポーツ振興センターに関する事。(消耗品等除く。)
		11 児童生徒の保健衛生及び日本スポーツ振興センターに関する事。(消耗品等除く。)			11 就学援助事務に関する事。
		12 就学援助事務に関する事。			12 小学校給食の運営並びに小学校給食費の徴収及び食材の調達に関する事。
		13 小学校給食の運営並びに小学校給食費の徴収及び食材の調達に関する事。			13 中学校給食の運営並びに中学校給食費の徴収及び食材の調達に関する事。
		14 中学校給食の運営並びに中学校給食費の徴収及び食材の調達に関する事。			14 直方市学校給食会の運営並びに会計及び予算に関する事。
		15 直方市学校給食会の運営並びに会計及び		学校管理	1 義務教育教材、教具及び備品の調達並びに

		予算に関すること。			台帳の整備に関すること。
学校管理 係	1	義務教育教材、教具及び備品の調達並びに 台帳の整備に関すること。			2 理科教育振興国庫補助に関すること。
	2	理科教育振興国庫補助に関すること。			3 学校教育財産の取得及び処分に関するこ と。
	3	学校教育財産の取得及び処分に関するこ と。			4 学校教育施設の整備及び営繕に関するこ と。
	4	学校教育施設の整備及び営繕に関するこ と。			5 学校教育施設の国庫補助事業に関するこ と。
	5	学校教育施設の国庫補助事業に関するこ と。			6 学校教育施設の目的外使用に関すること。
	6	学校教育施設の目的外使用に関すること。			7 その他学校教育施設に関すること。
	7	その他学校教育施設に関すること。			8 学校給食施設の整備及び営繕に関するこ と。
	8	学校給食施設の整備及び営繕に関するこ と。			9 学校徴収金に関すること。(共同学校事務室 を含む。)
	9	学校徴収金に関すること。(共同学校事務室 を含む。)			10 児童生徒の保健衛生に関すること。(備 品・消耗品の管理)
	10	児童生徒の保健衛生に関すること。(備 品・消耗品の管理)			11 市立学校の設置及び廃止に関すること。
	11	市立学校の設置及び廃止に関すること。			12 直方市教育委員会安全衛生委員会に関す ること。
	12	直方市教育委員会安全衛生委員会に関す ること。			13 教育費の統計調査に関すること。
	13	教育費の統計調査に関すること。			14 小中学校に係るICT環境に関すること。
	14	小中学校に係るICT環境に関すること。			15 小中学校に係るGIGAスクール構想の環境 に関すること。
学校教育 課	1	児童生徒の教育及び事業計画に関するこ と。	学校教育 課		1 児童生徒の教育及び事業計画に関するこ と。
	2	小中学校の教育課程に関すること。			2 小中学校の教育課程に関すること。
					3 教職員の学習指導及び進路指導等又はこれ らの指導助言に関すること。

		3 教職員の学習指導及び進路指導等又はこれらの指導助言に関すること。 4 教職員の研修に関すること。 5 教職員の人事及び服務に関すること。 6 教員の免許に関すること。 7 教職員団体に関すること。 8 教育研究所に関すること。 9 適応指導教室に関すること。 10 児童生徒の就学及び発達に関すること。 11 特別支援教育に関すること。 12 コミュニティスクールに関すること。 13 通学区域審議会に関すること。 14 小中学校に係るICT活用に関すること。 15 小中学校に係るGIGAスクール構想の活用に関すること。 16 学校規模の適正化に関すること。		4 教職員の研修に関すること。 5 教職員の人事及び服務に関すること。 6 教員の免許に関すること。 7 教職員団体に関すること。 8 教育研究所に関すること。 9 適応指導教室に関すること。 10 児童生徒の就学及び発達に関すること。 11 特別支援教育に関すること。 12 コミュニティスクールに関すること。 13 通学区域審議会に関すること。 14 小中学校に係るICT活用に関すること。 15 小中学校に係るGIGAスクール構想の活用に関すること。 16 学校規模の適正化に関すること。
	学校教育係	1 学校教育課の経理に関すること。 2 児童生徒の就学事務に関すること。 3 学級編制事務に関すること。 4 教科用図書無償給付に関すること。 5 小中学校の統計調査に関すること。 6 教職員の福利厚生に関すること。 7 教員(県費・市費共)の給与、旅費、共済組合、退職年金及び公務災害に関すること。 8 直方市奨学金及び直方市ハートフル奨励金並びに福岡県地域改善対策高校等奨励金に関すること。	学校教育係	1 学校教育課の経理に関すること。 2 児童生徒の就学事務に関すること。 3 学級編制事務に関すること。 4 教科用図書無償給付に関すること。 5 小中学校の統計調査に関すること。 6 教職員の福利厚生に関すること。 7 教員(県費・市費共)の給与、旅費、共済組合、退職年金及び公務災害に関すること。 8 直方市奨学金及び直方市ハートフル奨励金並びに福岡県地域改善対策高校等奨励金に関すること。
こども育成課	こども育成係	1 特定教育・保育施設及び地域型保育施設に関すること。 2 特定教育・保育施設の指導監査に関するこ	こども育成係	1 特定教育・保育施設及び地域型保育施設に関すること。 2 特定教育・保育施設の指導監査に関するこ

成課	成係	関すること。 2 特定教育・保育施設の指導監査に関する こと。(運営) 3 特定教育・保育の支給認定に関する こと。 4 特定教育・保育の給付に関する こと。 5 幼稚園に関する こと。 6 放課後児童健全育成事業に関する こと。 7 学童施設の整備・営繕に関する こと。 8 子ども・子育て支援事業計画に関する こと。 9 子ども・子育て支援交付金の取りまとめに 関すること。 10 児童手当に関する こと。			と。(運営) 3 特定教育・保育の支給認定に関する こと。 4 特定教育・保育の給付に関する こと。 5 幼稚園に関する こと。 6 放課後児童健全育成事業に関する こと。 7 学童施設の整備・営繕に関する こと。 8 子ども・子育て支援事業計画に関する こと。 9 子ども・子育て支援交付金の取りまとめに 関すること。 10 児童手当に関する こと。
	幼児教育 推進係	1 直方市地域子育て支援センターの管理に 関すること。 2 あそびの広場に関する こと。 3 利用者支援事業に関する こと。 4 子育て情報の発信に関する こと。 5 絵本の配布事業及び親育ち講座に 関すること。 6 巡回相談事業に関する こと。 7 ファミリー・サポート・センター事業に 関すること。 8 特定教育・保育施設の指導監査に 関すること。(処遇) 9 病児保育に関する こと。 10 幼児教育支援事業に関する こと。	幼児教育 推進係		1 直方市地域子育て支援センターの管理に 関すること。 2 あそびの広場に関する こと。 3 利用者支援事業に関する こと。 4 子育て情報の発信に関する こと。 5 絵本の配布事業及び親育ち講座に 関すること。 6 巡回相談事業に関する こと。 7 ファミリー・サポート・センター事業に 関すること。 8 特定教育・保育施設の指導監査に 関すること。(処遇) 9 病児保育に関する こと。 10 幼児教育支援事業に関する こと。
	文化・ス ポーツ推 進係	1 社会教育委員に関する こと。 2 生涯学習の調査研究に関する こと。	文化・ス ポーツ推 進係	社会教育 係	1 社会教育委員に関する こと。 2 生涯学習の調査研究に関する こと。 3 社会教育施設の財産の取得及び 処分に 関すること。

進課		3 社会教育施設の財産の取得及び処分に関する こと。 4 音楽、演劇、美術その他芸術・文化の奨励 及び振興に関すること。 5 社会教育関係団体の指導育成に関するこ と。 6 青少年の健全育成及び青少年対策に関する こと。 7 文化施設に関すること。 8 中央公民館に関すること。 9 公民館運営審議会に関すること。 10 公民館類似施設に関すること。 11 文化財の保護及び調査に関すること。 12 埋蔵文化財の発掘調査及び報告に関する こと。 13 社会教育関係事業の後援等に関すること。 14 水町遺跡公園に関すること。 15 その他社会教育に関すること。		4 音楽、演劇、美術その他芸術・文化の奨励 及び振興に関すること。 5 社会教育関係団体の指導育成に関するこ と。 6 青少年の健全育成及び青少年対策に関する こと。 7 文化施設に関すること。 8 中央公民館に関すること。 9 公民館運営審議会に関すること。 10 公民館類似施設に関すること。 11 文化財の保護及び調査に関すること。 12 埋蔵文化財の発掘調査及び報告に関する こと。 13 社会教育関係事業の後援等に関すること。 14 水町遺跡公園に関すること。 15 その他社会教育に関すること。
	スポーツ 推進係	1 スポーツ推進審議会に関すること。 2 生涯スポーツに関すること。 3 スポーツ推進委員に関すること。 4 各種体育団体の指導育成に関すること。 5 体育施設に関すること。	スポーツ 推進係	1 スポーツ推進審議会に関すること。 2 生涯スポーツに関すること。 3 スポーツ推進委員に関すること。 4 各種体育団体の指導育成に関すること。 5 体育施設に関すること。
	男女共同 参画推進 係	1 男女共同参画推進に関すること。 2 男女共同参画推進センターの維持、管理及 び運営に関すること。	男女共同 参画推進 係	1 男女共同参画推進に関すること。 2 男女共同参画推進センターの維持、管理及 び運営に関すること。

直方市学校規模適正化基本指針 (案)

2024.5 定例教育委員会



「学校規模適正化」について



「学校規模適正化」の検討が必要となる背景

人口・児童生徒数の減少、社会状況の変化、こどもを取り巻く環境の変化

「これまでと同じ」では、解決の難しい課題が発生するかも

学校の規模について

「学級数は、十二学級以上十八学級以下を標準とする」

「ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない」

※法定ではない。地域の実態や実情等を考慮して検討することが必要

直方市における「学校規模適正化」

■前提となる考え方

- ・直方市の「学校規模適正化」とは、直方市にとってちょうど良い学校の規模や学校の配置について検討し、児童生徒の教育条件を改善すること。
- ・「こどものために」学校規模適正化に取り組むこと。
- ・学校規模適正化 ≠ 学校統廃合であること、前提条件は一切ないこと。

■基本的な考え方

【教育的な観点】 【地域コミュニティの核としての性格の配慮】

※直方市にとってちょうど良い学校の規模や学校の配置について検討し、児童生徒の教育条件を改善すること。



学校規模適正化の検討の進め方について



教育委員会制度の概要

教育委員会制度の意義

①政治的中立性の確保 ②継続性、安定性の確保 ③地域住民の意向反映

教育委員会制度の特性

①首長からの独立性 ②合議制 ③レイマンコントロール

学校規模適正化の検討の進め方

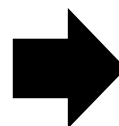
I. 学校規模適正化基本**指針**

- ・直方市の目指す学校教育
- ・目指す学校教育を実現するために必要な学校規模

次のものを参考にしながら、

※教育委員会で※、決定する

附属機関（直方市学校規模適正化基本**指針**検討委員会）への諮問・答申
パブリックコメント
市長協議・・・



II. 学校規模適正化基本**計画**

- ・直方市の適正な学校数
- ・直方市の適正な学校配置

次のものを参考にしながら、

※教育委員会で※、決定する

附属機関（直方市学校規模適正化基本**計画**検討委員会）への諮問・答申
パブリックコメント
市長協議・・・

「指針」「計画」（＝教育に関する基本的な方針）：**教育長への委任禁止**
※合議制の教育委員会における議決が必須



直方市学校規模適正化基本指針について



直方市学校規模適正化基本指針の内容

- ・ 直方市の目指す学校教育
- ・ その目指す学校教育を実現するために必要な学校規模

※【教育的な観点】から検討し【教育的な観点】からゆずれない部分を基本指針として、設定する。

基本指針決定まで

	R5年12月	R6年3月	R6年5月	R6年8～9月
教育委員会	諮問	答申書受取	基本指針（案）	基本指針 ※決定※
	直方市学校規模適正化 基本指針検討委員会		市長協議 定例教育委員会協議 庁内検討委員会 パブリックコメント 議員報告 庁議報告	

基本指針（案）の内容

「はじめに」

学校規模適正化の検討が必要となる背景

「第1章 直方市の状況について（児童生徒数・学級数）」

直方市（全体）の人口推移、児童生徒数・学級数の推移、児童生徒数の将来予測

「第2章 直方市立学校の規模適正化に関する基本指針に関すること」

前提となる考え方、基本的な考え方、**直方市の目指す学校教育**

「第3章 直方市立学校の学校規模に関すること」

学校規模によるメリット・デメリット、**学校規模の分類**

「第4章 学校規模ごとの課題に対する方策について」

（過小規模）（小規模）の学校への対策

「今後の進め方」（基本指針決定後）

【教育的な観点】に加えて、
【地域コミュニティの核としての性格の配慮】も含めて検討を進めていく

直方市給食副食費無償化補助事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、直方市補助金交付規則（平成3年直方市規則第6号）第3条の規定に基づき、直方市給食副食費無償化補助事業に関し必要な事項を定めることにより、保育所、認定こども園及び幼稚園（以下「保育所等」という。）に通園する子を持つ市内在住の子育て世帯に対して、エネルギー・食料品価格等の物価高騰による経済的負担を軽減し、もって児童福祉の向上に寄与することを目的とする。

（補助事業の内容）

第2条 補助金を交付する対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、保育所等が給食を提供する事業とする。

（補助金の額）

第3条 補助金の額は、対象となる児童1人当たり月額4,800円と、次条に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額とし、市長が予算の範囲内で定めた額とする。

（補助対象経費）

第4条 補助金の対象となる経費は、保育所等が実施する給食のうち副食の提供に係る令和6年4月から令和6年12月提供分までの賄材料費とする。ただし、幼児教育無償化及び直方市多子世帯給食費補助事業実施要綱（平成31年直方市告示第219号）により給食副食費の徴収を免除されている保護者分は除くものとする。

（交付申請）

第5条 保育所等は、補助金の交付を受けようとするときは、直方市給食副食費無償化補助金交付申請書（様式第1号）に、必要な書類を添えて、市長に申請しなければならない。

（交付決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その決定について、直方市給食副食費無償化補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により保育所等に通知するものとする。

（変更交付申請）

第7条 前条の規定により、補助金の交付決定を受けた保育所等は、交付決定後に申請の内容が変更となる場合は、直方市給食副食費無償化補助金変更交付申請

書（様式第3号）に、必要な書類を添えて市長に提出するものとする。

（変更交付決定）

第8条 市長は、前条の規定による変更交付申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるものについては、変更の決定をし、直方市給食副食費無償化補助金変更交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により保育所等に通知するものとする。

（概算払）

第9条 保育所等は、補助金の8割以下の範囲で概算払請求をすることができる。

2 保育所等は、補助金の概算払請求をするときは、直方市給食副食費無償化補助金（概算払）請求書（様式第5号）により、市長に請求しなければならない。

（実績報告）

第10条 保育所等は、補助対象事業が完了したときは速やかに、直方市給食副食費無償化補助事業実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

（1） 決算書又は決算見込書

（2） 支出の状況が分かる書類

（額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、交付すべき補助金の額を確定し、直方市給食副食費無償化補助金交付額確定通知書（様式第7号）により保育所等に通知する。

（精算請求）

第12条 保育所等は、補助金の額が確定したのちに、直方市給食副食費無償化補助金（精算払）請求書（様式第8号）により市長に請求することができる。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

直方市長 様

施設所在地

施設名

代表者名

直方市給食副食費無償化補助金交付申請書

標記補助金について、下記のとおり関係書類を添えて申請いたします。

記

1 申請金額 金 円

2 添付書類

- ・事業計画書
- ・予算書

様式第2号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

直方市長

直方市給食副食費無償化補助金交付（不交付）決定通知書

標記補助金について、下記のとおり決定しましたので通知いたします。

記

決定内容	交付 ・ 不交付
交付の場合の補助金額	円
不交付の場合の理由	

様式第 3 号（第 7 条関係）

年 月 日

直方市長 様

施設所在地
施設名
代表者名

直方市給食副食費無償化補助金変更交付申請書

年 月 日付 第 号をもって交付決定通知のあった補助金について、次のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請いたします。

記

交 付 決 定 額	円
今回変更申請額	円（総額）
変 更 理 由	

※変更理由が確認できる書類（変更事業計画書・変更予算書）を添付

様式第 4 号（第 8 条関係）

第 号
年 月 日

様

直方市長

直方市給食副食費無償化補助金変更交付（不交付）決定通知書

標記補助金について、下記のとおり決定しましたので通知いたします。

記

決定内容	交付 ・ 不交付
不交付の場合の理由	
変更決定額	円（変更前 円）
変更理由	

様式第5号（第9条関係）

年 月 日

直方市長 様

施設所在地

施設名

代表者名

直方市給食副食費無償化補助金（概算払）請求書

年 月 日付 第 号をもって交付決定のあった補助金について下記のとおり概算請求いたします。

記

1 事業名 直方市給食副食費無償化補助事業

2 交付決定額 円

3 請 求 額 円

※交付決定額の %

様式第6号（第10条関係）

年 月 日

直方市長 様

施設所在地

施設名

代表者名

直方市給食副食費無償化補助事業実績報告書

標記補助金について、必要書類を添えて実績報告いたします。

様式第7号（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

直方市長

直方市給食副食費無償化補助金交付額確定通知書

下記補助金について、下記のとおり決定しましたので通知いたします。

記

事業名 直方市給食副食費無償化補助事業

補助金額 _____ 円

様式第8号（第12条関係）

年 月 日

直方市長 様

施設所在地
施設名
代表者名

直方市給食副食費無償化補助金（精算払）請求書

年 月 日付 第 号で補助金額確定通知を受けた標記補助金について、下記のとおり請求いたします。

記

事業名 直方市給食副食費無償化補助事業

- | | |
|-----------|--------|
| 1. 確定補助金額 | 円 |
| 2. 概受領額 | 円 |
| 3. 精算請求額 | 円（1－2） |

直方市多子世帯給食費補助事業実施要綱の一部を改正する告示

直方市多子世帯給食費補助事業実施要綱（平成31年直方市告示第219号）の一部を次のように改正する。

第3条中「4,700円」を「4,800円」に改める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

直方市多子世帯給食費補助事業実施要綱の一部を改正する告示 新旧対照表

新	旧
(補助金の額) 第3条 補助金の額は、対象者の人数に月額<u>4,800円</u>及び給食提供月数を掛けた金額とし、市長が予算の範囲内で定めた額とする。	(補助金の額) 第3条 補助金の額は、対象者の人数に月額<u>4,700円</u>及び給食提供月数を掛けた金額とし、市長が予算の範囲内で定めた額とする。

直方市幼稚園給食費補助事業実施要綱の一部を改正する告示

直方市幼稚園給食費補助事業実施要綱（平成31年直方市告示第221号）の一部を次のように改正する。

第4条中「4,700円」を「4,800円」に改める。

別表中「235円」を「240円」に改める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

直方市幼稚園給食費補助事業実施要綱の一部を改正する告示 新旧対照表

新	旧																
(補助金の額) 第4条 補助金の額は、対象となる児童1人当たり月額<u>4,800円</u>と当該幼稚園が算出した一食当たりの副食費相当額に給食提供日数を乗じた額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とし、市長が予算の範囲内で定めた額とする。ただし、幼稚園において一食当たりの副食費の算出が困難な場合、別表に定める算出方法によることができる。	(補助金の額) 第4条 補助金の額は、対象となる児童1人当たり月額<u>4,700円</u>と当該幼稚園が算出した一食当たりの副食費相当額に給食提供日数を乗じた額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とし、市長が予算の範囲内で定めた額とする。ただし、幼稚園において一食当たりの副食費の算出が困難な場合、別表に定める算出方法によることができる。																
別表(第3条関係) <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">一食当たりの副食費相当額の算出方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>幼稚園における一食当たりの給食費×給食費に占める副食費相当額の平均的な割合(市町村に所在する他施設等の情報から推計)</td></tr> <tr> <td>2</td><td>幼稚園における一食当たり食材費相当額×食材料費に占める副食費の割合(市町村に所在する他施設等の情報から推計)</td></tr> <tr> <td>3</td><td>一律 <u>240円</u></td></tr> </tbody> </table>	一食当たりの副食費相当額の算出方法		1	幼稚園における一食当たりの給食費×給食費に占める副食費相当額の平均的な割合(市町村に所在する他施設等の情報から推計)	2	幼稚園における一食当たり食材費相当額×食材料費に占める副食費の割合(市町村に所在する他施設等の情報から推計)	3	一律 <u>240円</u>	別表(第3条関係) <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">一食当たりの副食費相当額の算出方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>幼稚園における一食当たりの給食費×給食費に占める副食費相当額の平均的な割合(市町村に所在する他施設等の情報から推計)</td></tr> <tr> <td>2</td><td>幼稚園における一食当たり食材費相当額×食材料費に占める副食費の割合(市町村に所在する他施設等の情報から推計)</td></tr> <tr> <td>3</td><td>一律 <u>235円</u></td></tr> </tbody> </table>	一食当たりの副食費相当額の算出方法		1	幼稚園における一食当たりの給食費×給食費に占める副食費相当額の平均的な割合(市町村に所在する他施設等の情報から推計)	2	幼稚園における一食当たり食材費相当額×食材料費に占める副食費の割合(市町村に所在する他施設等の情報から推計)	3	一律 <u>235円</u>
一食当たりの副食費相当額の算出方法																	
1	幼稚園における一食当たりの給食費×給食費に占める副食費相当額の平均的な割合(市町村に所在する他施設等の情報から推計)																
2	幼稚園における一食当たり食材費相当額×食材料費に占める副食費の割合(市町村に所在する他施設等の情報から推計)																
3	一律 <u>240円</u>																
一食当たりの副食費相当額の算出方法																	
1	幼稚園における一食当たりの給食費×給食費に占める副食費相当額の平均的な割合(市町村に所在する他施設等の情報から推計)																
2	幼稚園における一食当たり食材費相当額×食材料費に占める副食費の割合(市町村に所在する他施設等の情報から推計)																
3	一律 <u>235円</u>																